

○委員長(山本米治君) 本案の質疑は都合により後日に譲ることとしたします。

○委員長(山本米治君) 次に、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

○委員(山本米治君) 次に、前回の委員会において質疑を終局しておりますので、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○近藤信一君 この自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案さらに小型自動車競走法の法律案、この両案に對しましては、今回の改正案は、ただこれが九月末日で切れておる法律でございまして、これの一年間延長ということが今度の改正案になっております。しかし、私どもは、この競技法に對しましては、基本的な問題で反對すべき法律案でございまして、いづれこの競技法に對する根本的改正案というものが次国会に提案され、そこで根本的な論議がされると思うのでございまして、私どもは基本的な点から考えまして、この両案に對しましては反對の意見を述べた次第です。

○川上治君 私は自由民主党を代表いたしまして、この両案につきましてはやむを得ないものだと考えますので、この案に對しまして賛成をいたします。

○委員長(山本米治君) 他に御発言はございませんか。——御発言がなければ、両案の討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員(山本米治君) 賛成の方を挙手をお願いします。

○委員長(山本米治君) 多数と認めます。よって、両案はいずれも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任をお願いいたします。

○委員長(山本米治君) 次に、電気用品取締法案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○樺葉夫君 この法案は前通常国会でこの委員会でも可決をされ、本会議も可決されて衆議院に送付されたものであります。ああいふ御承知のような関係で審議終了になった。以来六ヶ月間になるわけですが、この法案が成立しなかつたために弊害や悪影響というふうなものはございまして、どうしようか。

○政府委員(樋口誠明君) この法律が成立がおくれたための直接の弊害というのには、あるいは当たらないかと思ひますが、本院で通過していただいておりますが、衆議院で審議していただいております間に起こった事件といたしまして、埼玉県でかつて型式の認可を受けてたもの、それを偽造したしまして、そうして行商で売り歩いておったスチール・アイロンがございまして、それがたまたま埼玉県のある家庭の主婦がその

スチール・アイロンを使っておりまして、ところが、爆発いたしました。そうして失明したという事件が起つております。これはもしこの法律が通つておたらばどうなつたかと考えてみますと、まず罰則の点でございまして、実は古い法律でいくと偽造マークを使用して、そういうことをやっても、一応法律では二千万の罰金というふうなことでございまして、今度の御承知のように三十万円ということ、本人自身もそういうことで罰則の関係で相当自戒するところがあると、こう思われます。さらに流通関係の規制をいたしまして、おおよそ電気用品というのにおいてはマークがなければならぬのだというところで今以上に一般家庭の方々が電気用品に対する認識と申します。電気用品はあふないものもある。そうだから、確実なところで安全なマークのついたものを買わなければいけないのだといったような空気が、官民を通じてのPRと同時にもう少し一般に普及いたしまして、事故を防ぎ得る要素になり得るのではないかと、そういうふうな考えております。ただいま先生のお尋ねのこの法律ができたために起こったというのではございせんか、こういう法律が通つて、もう少しPRが行き届くようになれば、一般の家庭におきまして、電気用品に対する認識が深まりまして、粗悪品を使わないうというところになるのではないかと考えます。

○樺葉夫君 型式認可を製造メーカーが受けておる。それがマークを張られて販売業者の店頭で飾られる。この場合、販売業者が最終需要家に取り次ぎする、ところが、マークは張つてあるのだけれども、今お話のような事故が起つたという場合に、この本法で定める刑事責任というものはメーカーが負うべきものであつて、販売業者はその刑事責任は免ぜらるべきである、こういう議論が前の委員会審議の際にもあつたのですが、それについてのお考えはいかがでしようか。

○政府委員(樋口誠明君) マークがついてゐる限り販売業者は刑事責任は免除されます。

○樺葉夫君 ただいまの御答弁で、大体まあ前国会で相当詳細な審議を尽くしておりますので、政府側も前国会の本委員会における質疑応答の点について何ら御方針に変わりはないということとで了承してよろしうございせんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 政府側におきましては何ら方針に変わりはないでございます。またいろいろ御審議をいただきましたその間御指摘になりました点について十分留意して参るつもりでございます。

○委員長(山本米治君) 他に御発言はございませんか。——御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入れます。

○委員長(山本米治君) 賛成の方を挙手をお願いします。

○委員長(山本米治君) 全会一致と認めます。よって、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

○委員長(山本米治君) 速記を始めて。

○委員長(山本米治君) 速記を始めて。

○委員長(山本米治君) 次に産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。質疑の通告がございまして、これを許可します。岡三郎君。

○岡三郎君 貿易の自由化の問題で、それぞれの関係官庁が世界の趨勢の中で実行計画を立てられて参つておるのを行なうと、こういうことになって、その中に特殊物資関係について計画が立つておるのですが、この際、この実行がなされれば、特定物資に関する法律というものは当然要らなくなると思ふのですが、具体的にいつ、この特定物資の自由化される期日をもう一ぺん明確にお願いしたいと思ふ。

○政府委員(今井善衛君) バナナ、パイナップル、カン詰等の特定物資は、おっしゃるやうにあの法律によりまして、来年の六月になりますと、改正しない限りあの法律が自然消滅になりますので、したがういまして、そこであとどうするかという問題になるわけでございます。私どもは、私どもは、私どもは、目下のところ関税をそれに見合う程度に引き上げて、来年の十月を目途として自由化したい、かように考えております。

○岡三郎君 そうするとういとう、今の意向でいうと、六月の期日を越して十月まで一応延ばす法律を出して、そうしてその間に関税等の問題を処理し

て、十月にこれをはずす、自由化にする、こういうことですか。

○政府委員(今井善衛君) 関税につきましてはこの次の通常国会におきまして適当に是正したいと思ひます。六月に於ける法律が廃止になりますと、あとはしばらくの間割当物質といたしまして割当を續けて、しかるべき時期にそれを自由化したいと、その場合に、大体において来年十月に自由化するといふつもりでございます。

○岡三郎君 どうもはつきりしないのだが、そうするといふと、六月から割当物質といふことになるといふと、六月から先行きは、輸入したものですね、それはこの税金の徴収は自動的にできなくなるのですがね、法は野放しにするわけですか。

○政府委員(今井善衛君) 六月に於ける法律が廃止になりますので、したがひまして、関税が七月から取れるように関税の発効の時期をさようにいたしまして、そして割当を續けたいと、かように考へております。

○岡三郎君 その割当物質といふのは自由化といふのは、一体どういふ関係になるのですか。つまり、関税といふものは、自由化されようがされまいが、そこで課税されるということになつて、まあ割当でた分から関税が当然取れることはあたりまえだが、関税の問題はいずれにしても改正するといふことにして十月に九〇%のワクとして実行するのですかどうですか。そのところ大体という言葉で表現されておつたと思うのですが、その点もう一ぺん念を押しておきますが、どうですか。

○政府委員(今井善衛君) 特定物質の法律による差益金徴収と関税の引き上げは、これはダブらないことが必要だと思ひます。したがひまして、先ほど申し上げましたように、それをダブらないように廃止と同時に、次の日からと申しますか、関税が発効するようにいたしますと思ひます。それから自由化は、申すまでもなく割当物質からA A物質に移行するといふこととございまして、したがひまして、今のところ、あの自由化計画大綱に従ひまして来年の十月を目途にいたしまして、それまでは割当を續けますけれども、それ以降支障のない限り自動承認制物質に移したい、かような意味でございます。

○岡三郎君 支障のない限りといふ言葉が出たわけですが、根本的に言つて、これは通産大臣にお聞きすることになると思ふのですが、外貨が減少している現在、貿易の自由化といふ問題にぶつかつてきているわけですか。今の政府の施策によつて来年の十月ないし十一月ごろ均衡をとりたいといふことを言つておられますが、諸般の状況からいって、明年度はなかなか均衡はむずかしいといふ考へ方も一部にはある。そうするといふと、どの程度の外貨の減少が續くかは今後の情勢にもよりますが、外貨の減少といふものから考へてみて、貿易の自由化といふ問題と考へ合せて、外貨がどんどん減つていくやうでも自由化をやらなければならぬといふことは、予算委員会を通産大臣言つておられますが、そこに事情によつてはといふいろいろな一つの要素といふものがあるやにも考へられるのですが、その点はどういふふうになるのでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) この自由化の計画そのものを申しますと、今、岡さんが御指摘になりますように、日本の産業部門ではどうも自由化に積極的

に賛成できないものがある。ことに農産物やなんかは、とにかくそういうものは指摘されますね。そういうものについては、これは産業保護の立場から自由化を見合せており、また機械製品でも自動車などはそういう意味で自由化はおくれる。まあこういうことになるわけですか。ところで自由化すれば輸入が自由だからどんどん入つてきて、外貨は不足がぢやないか、こういう問題がちよつと起るかと思ひますが、これは自由化すれば楽に入ると申しまして、物資の關係で関税で障壁を設けるとか、値段を上げるとか、こういうことが一つございまして、国内の商品に対して直接その影響はその意味では一応防げると思ひます。ただ外貨を守るという立場に立ちますと、輸入抑制全般の態度をとらざるを得ない。輸入担保率の引き上げとか、こういう処置で輸入を抑える。一般的な問題であれば、ガットでも仕方ないといふことになるのだと思ひます。ですから、直接自由化すると外貨がすぐとんと減るぢやないか、こういう事柄とは直接は關係ございせん。しかし今日までのところ自由化した品物が比較的に入りやすく在庫がふえておるといふやうな現実がございまして、自由化すれば、普通の状況ではつておけば、どんどん輸入は楽になる、こういうことが言えるわけですか。だからそれに対しては、輸入抑制の場合には、輸入担保率の引き上げだとか、あるいは国内産品との競争では関税の点で価格

を調整するとか、こういう処置をとつて参るわけでございます。

そこで、一般的に申しますと、自由化政策といふものは、財界の協力を得なければならぬこととございまして、二年前に自由化の基本方針を定め、当初は自由化といふものがたいへんなことになるのだといつて業界の一部でも反対をされました。しかし準備を進めていく上では自由化するならば、そう大した混乱は起らないのだ、これは政府の一貫した態度でありまして、それでも繊維製品から始めて自由化と取り組んで参りました。今日までは比較的産業としても国際競争力に打ち勝ち得るやうなものでございしましたから、まああまり問題なしに推移したと思ひます。ところが自由化を進めて参りまして、今日の段階になつて参りますと、はなはだ国際競争力のないものがありまして、そういう意味では一そうきつこまかな自由化対策を立てておかないと、自由化の後に混乱を生ずる危険があると、かように思ふのであります。ところで財界といふか、業界自身はどういふ気持ちになつておるか、今日の自由化大綱といふいき方に、一部は、それはいいやだらうと思ひますが、一応やむを得ない趣意として賛成をし、この自由化が行われるものとして準備を進めております。そういうことを考へて参りますと、やはり途中の計画の変更は業界にそれこそまづ影響を与える、もっと具体的に申しますならば、正直者がばかを見るやうな事態が起らないとも言へない。せつかく、自分は政府の自由化政策にいいやながら協力といふ意味で準備を進めてきたが、政府の都合で、その

自由化が変わつた、そうすると、大体先を見越してあんなことを言うけれども、やれるものかと、こつ言つた連中の思つたばにはまつたぢやないか、こういうことになることは非常に政府としては困ることとございまして。だから、今ききました自由化といふものは、基本方針はこれはそのまま進めていきたい強い希望を持ち、同時にそれについての万全の対策を立てる、こういう意味で財界の協力を得ておるのでございまして。だから自由化対策、これが自由化の方策その原則がきまるまではいろいろ議論があつたが、動き出してからはそのまま進めてやらないと、正直者がばかを見るやうな結果になるのぢやないか、これを是非非常に心配しておるのでございまして。

ただいまお話にありました特定物質の問題につきまして、私どもは特に意を用ひなければならぬのは、沖繩の特産品であるパイナップルのカン詰であります。これについては、私もほか他地域とは別に、特に留意をしたいと思つておるのでございまして。バナナ、パイナップルにいたしましても、国内産のパイナップル、バナナといふものは、これはもうほとんど問題にならない、問題になくてもいい数字でございまして。しかしながら、同じくだものといふやうな立場に立ちますと、国内産果樹にも、これはやはり影響を持つて参りますから、このバナナと一口には申しますが、やはりそれが国内産のくだものにどういふ影響があるか、そういう点は考へなければならぬ。それからパイナップルの場合でございまして、特に沖繩産のパイナップル、こういう立場に立つて特定物

資の扱い方をきめていかなければならぬ、で、先ほど申しましたように、来年の六月で特定物資についての国内の法律が期限が参りますから、特定物資輸入臨時措置法、これが明年の六月で切れますが、そうすると切れたらすぐ自由化していい、いかにもよさそうだが、先ほどちょっとそういうふうにも聞けるんじゃないかと思うようなお尋ねであったかと思ひます。先ほど申しましたように自由化までの期間、しばらくおきまして沖繩産のバナナッフルに對する影響などを一応検討をしてみたといふ、こういう期間も実は六月と十月の間、その差が確かにあるわけでございます。その間だけはいわゆる外貨の割当て推移を見よう、こういうつもりでございます。

○岡三郎君 少しはしりませんが、この中でスジコと時計とコンニャク粉です、コンニャク粉なんていうのは相当問題があると思うのですが、それはさておいて、砂糖の自由化という問題については大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 砂糖の自由化というものは、なかなか大へんな大問題でございます。国内産の甘味原料もいろいろ問題がございますので、それはこれをいかにするか、テンサイ糖を初めいろいろございますから、これの対策については十分慎重にやらなきゃならない、ことに本来農林省の所管でもございますから、農林省の意向などをよく聞く、これがまず第一に必要なことでございます。

○岡三郎君 この問題については、今佐藤大臣が言ったように、農林省、食糧庁関係が実質的な運用をしておると

いうことで、通産省自体も割当てについてもいろいろとやっておるわけですが、一時、前の内閣のときに、自由化という問題で大きく言われたことがあつたと思うのです。それが甘味対策その他の問題でいつの間にかこれが変わってきた、こういう点で、どういふ事情があつたにせよ、政治的にいろいろとむずかしい問題があつたので、変更されたといふことになると思ひますが、やはりこういう特殊物資との関連から考えても、これは他のものと比べたものにならぬだけの大きな問題ではあるとしても、これが将来ともに自由化になるのならばぬのか、一体九〇%の中に入れないかという、九五%になったときに入れないか入れないのか、一〇〇%になったときに、ようやく入ってくるのかどうか、具体的に言つて、まあしばしば言われることは、こういうものが高いと、一口に言われてきておるわけですね。そういう点で、もう少し自由化することによって、もう少し安くなるんではないか、かなり安くなるのではないかと、このことを言われておるわけですが、そういうふうな点で消費者の立場というところからみると、いろいろと問題があるとしても、自由化という問題は切り離せない。その点佐藤さんのほうから言つても、もう工合が悪ければ、農林省のほうへ聞かなくちゃならぬと思うのですが、農林省のほうはどうお考えですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ちょっと一言、私から。実は私、前回、大蔵大臣を言つておる間に、国内テンサイ糖の栽培、それをもう少し本格的にやるべきじゃないか、そのためには輸入の砂糖

に関税をかけるべきである、こういう議論をいたして、とにかく国内産の甘味原料の育成といふ考え方を、これをひとつ手がけようといふ考え方を、持ったのでございます。また今日もその考え方に変わりはございません。その後幸いに、北海道のテンサイ糖の栽培は順調に拡大して参りました。まあことしなども二つの精糖会社にテンサイ糖を許すというように、よほど拡大して参つたわけでありまして、そういう観点に立つて、これを考へて参りますと、わずかな国内のカンシ糖の問題もありまして、あるいはブドウ糖の問題もありまして、主たる問題はやはりテンサイ糖の問題でございます。そういうことで農林省は農林省でいろいろ考へておると思ひます。だからさきよりは農林省のほうからあつたその説明を聞きたいと思ひますが、そこで一体九五%の中に入るのか、まあ一〇〇%といへばもちろん入るわけですが、その途中でもいろいろ入るようになって、農林省が国内テンサイ糖がこの辺ならば自由化して差しつかえないと言ひ切れる段階かどうか、これはまあ私も同時に農林省の説明を聞いてみたいと思ひます。

○岡三郎君 適當のときに御退席されてけつこうですが、これは佐藤さん言うように、この問題に関する限りは、北海道のテンサイ糖が一般の砂糖と競合できるなどということは私はなかなかできないと思ひます。しかし一方において、それがために高い、そういうものを使わせられておるといふことはそれは困る。そこに政府としてテンサイ糖ならテンサイ糖に対する特別奨励金とか特別補償とか、そういうふう

な対策というものを別個に国策として立てて、そうしてそれに対する保護なら保護というふうな方向で、切り離してやらなければ、もうこれは何とも競合できる問題ではないといふふうに考へておるわけでありまして、ですからそういうふうな点で、事実上一年、昨年あたりからずっと、大体三十八年ごろまでは、これは自由化すべきだといふことで、それぞいろいろな考へ方があつたと思ひます。それがこの前の内閣の終わりがたつた、ぽつんと自由化の問題が出てきて、それでしばらくたつてこれがさたやみと、こういうふうになつた経緯の中において、どうしてああいう自由化という考へ方がぽつんと浮かんできたかといふことについて、唐突の感を免れないのです、逆に言うと、事実その後依然としてずっと前の考へ方から抜け出ておらぬ、そういうふうな点でもうちょっと聞きたいと思ひますが、これは大臣でなく農林省に聞きたい。

最近において砂糖の差益金十八億を、農林省のほうとして精糖工業会、精糖会社からとるといふことはおかしいかわからんけれども、これを出してもらいたい、そういうところではしばしば折衝があつたわけですね、それで最近において私が聞くところによれば、向こう三四年間においてこの差益を徴収するといふことがきまつたといふふうに聞いておりますが、その点いかがですか。

○説明員(中西一郎君) お尋ねの件でございますが、お言葉の中にもございまして、これはなんと申しますか、とるといいますか、徴収といふですが、そういう性質のものとしてでな

しに、精糖関係で今までに相当出たと見込まれるいわゆる価格差益だと思ひますが、その分を十八億程度と踏みまして、国なりあるいは国内の甘味資源の育成を目的とする特別の団体ができるような場合は、その団体、のいづれかに寄付をする、こういうことで話が進んでおります。その際に、現在の段階で、過去の利益をいろいろな形で積み立てている会社もあるし、配当してしまつた会社もあるし、そのところでは約四十社の会社及びぶのですが、まあまちでございまして、それらが一律に過去の利益から出すといふふうな割り切るわけにも参らないといふことで、将来にわたつて出して、こういうことの方でございまして、それを一応現段階では、お話のように三四年間という見通しで上下二回としますと六回ございまして、六回にわけして、さういふ話に寄附をしていただく、こういう話し合ひになつておるようなわけでございまして。

○岡三郎君 そうすると、それは来年の一月から始まつて六回ということですか。

○説明員(中西一郎君) 一月になりまして、具体的なにはもう少しつめていく必要が――五団体でございまして、精糖五団体の中で必要かと思ひます。で、いずれにいたしまして、これから話し合ひがまとまつた上での話でございます、本営業年度内に第一一回ということでございますから、お話しのように、来年の一月前後が第一回の寄付を納める時期にならうかと思ひます。

○岡三郎君 差益というのは、私は過去の差益だろと思つたんです。これ

に、精糖関係で今までに相当出たと見込まれるいわゆる価格差益だと思ひますが、その分を十八億程度と踏みまして、国なりあるいは国内の甘味資源の育成を目的とする特別の団体ができるような場合は、その団体、のいづれかに寄付をする、こういうことで話が進んでおります。その際に、現在の段階で、過去の利益をいろいろな形で積み立てている会社もあるし、配当してしまつた会社もあるし、そのところでは約四十社の会社及びぶのですが、まあまちでございまして、それらが一律に過去の利益から出すといふふうな割り切るわけにも参らないといふことで、将来にわたつて出して、こういうことの方でございまして、それを一応現段階では、お話のように三四年間という見通しで上下二回としますと六回ございまして、六回にわけして、さういふ話に寄附をしていただく、こういう話し合ひになつておるようなわけでございまして。

からの差益だなんていったって、それ
をじゃあどうする、こうするというこ
とよりも、過去の差益を徴収するという
ところで論議が始まったのが、これか
らの差益で問題を処理すると、これで
私はやはりはつきりと言った差益の
徴収ならぬというふうな考へてい
るわけだ。河野さんの言ったのは過去
の差益ではないんですか、初め言っ
たのは、農林省で考へていたのは、今ま
での差益金を徴収したいという、こう
いうことではなかったのですか。どう
ですか、その点は。

○説明員(中西一郎君) 計算の基礎と
しましたのは、三十四年と五年の兩年
度に国内糖価水準が非常に上がったと
いう経過がございます。その間に相当
な価格差益があった。それを評価し
て、おおよそ十八億程度だろうという
ことでありますが、その十八億程度を
徴収します際に、今後の糖価の安定の
ための政策として、価格差益が
三十四年、五年度に発生したようなこ
とにはならないように、そう高くもな
らない、そう暴落もしないというよう
なところにおさめていくというこ
を前提にいたしまして、その中で過去に
発生したと見られた十八億相当額を出
さしていく、それを出していったら
こうだと、こういう話し合いになっ
ていくわけでございます。

○岡三郎君 どうも話がおかしいの
で、これからはあまりもうけさせな
い、そんなことを言ったって、じゃあ
輸入量をだぶつかせるかといえば、外
貨がだんだん少なくなっているのに輸
入量をだぶつかせるというわけにいか
ないでしょう。ということになれば、
一応安定帯というものを作っておくと

しても、大体そこに見合うような価格
政策をとるということになれば、これ
は外的の事情によって価格というもの
は変動してくるとしても、やはり依然
としてそこに相当の差益と見られるも
のも含めて、利潤というものがあがる
ということ、これは常識的にわかる
わけだ。それを一応高くも安くもし
ないという前提において、過去におけ
る差益をその中からまかなっていかせ
ると、これは何と云ってもこじつけだ
と私は思うんです。で、私はまあその
こじつけの問題について、業務第二部
長だからあまり責めても仕方がない
と思うけれども、一体なぜに、じゃあこ
の砂糖を特殊物資に入れたかったか
という問題があるんです。これに入れ
れば、法律的に差益を徴収するという
ことがはつきりしてくるわけだ。と
ころがいつでもこの差益の問題が中心
になってくるという、これがはずれ
てきているわけですよ。過去において
三十億差益を徴収する、というとき
も、いつの間にかぼけてしまったとい
うことになる、この差益という話
が、いつでも何かしらぬやむやのう
ちになつてしまふというふうな強い気
持を持つわけなんです、この砂糖を
特定物資に入れたければ、これは完全
とれたと思うんです。なぜ特定物資に
入れなかったかという問題がここにあ
ると思うんです。この点はどうなん
です。

○政府委員(今井善衛君) 特定物資は
三十年から発足したわけでございます
が、その当時その砂糖を特定物資に入
れるか、入れないかということにつ
いて、いろいろ意見があったというふう
に承知しておりますけれども、ただ砂

糖は、御承知のように、大衆の必需品
という関係がございますので、した
がって、特定物資の法律に入れます
と、それだけ、差益分だけ明らかに高
くなる。それはこの砂糖のような大衆
の必需品にはそういう建前をとること
はどうかということ、特定物資には
入れなかったというふうな承知してお
ります。

○岡三郎君 それもその表面的な理由
かも知れぬですがね。結局そういう
理由で差益がとれないような現実です
ね。差益金をつければそれだけ値が
上つてしまふ。どこで上げてしまふか
知りませんがね。結局まあ溶糖量の問
題とか輸入量の問題とか、そういうふ
うな需要者の……需供の関係によつて
それはきまってくるにしても、まあ
キューバの問題等が起つたときには
だいたい思惑が出たとか、いろいろ関
係があったと思うのですが、しかし全
体的にいつて差益をとるにしても、一応
の目安をきめていけば、それでその利
潤が出てこないかといえば、うんと出
てくるわけだ。この現在の十八億と
いうこの差益にしても、これは過小見
積もりですね、私たちがらえば、こ
れは全体の輸入量から見ると一キロ当
りどのくらいの金になるのですか、一
キログラムについて。

○説明員(中西一郎君) 非常に概括的
に申し上げますが、一キロ一円とし
まして、百万トンでございますから、一
キロ一円という価格差益の場合は約一
億でございます。ということ、
その糖価が二円変わった、あるいは三
円変わったというときには相当大きな
変動になります。で、この十八億の計
算の場合は、両年度合わせまして約三

十六億の価格差益があったという計算
がもとになっております。その三十六
億のうち四九%程度というものが法人
税その他の税金として納められたもの
というふうな考へまして、残りの十八
億程度というものを客付として納めて
しかるべきではないかという計算に
なつておるわけでございます。

○岡三郎君 と、今のところの輸入量
は百万トンですか、実態は幾らで
す、現在。
○説明員(中西一郎君) 現在の輸入
量、これは経済全体の伸び、消費生
活の高度化等も相当ございまして、年
間見通しまして百二十五万トン程度の
粗糖の輸入を考へております。
○岡三郎君 それで今、一円として一
億という話が出ましたが、三十六億で、ま
あ四九%という話が税金としてありま
したね。実態としてそれだけの税金を
納めておるのですか、精糖会社、実態
として。という計算ではないのです
か、計算上の計算。これはやっぱり国
税庁へいつて調べればわかりますが
ね。それは確かに差益分の三十六億の
中のそれだけのパーセンテージだけは
税として納めておるのですか。それだ
けはつきりひとつそのところをもう
一ぺん答えてもらいたい、算出基準が
そうなつておるなら、という計算では
ないのですか。

○説明員(中西一郎君) この四九%程
度の税金の点につきましては、都道府
県民税あるいは市町村民税ということ
も含まれて、全体としての中心的な
部分はもちろん法人税でございます
が、それは現在の精糖会社程度の規模
の企業が実効上税金をどのくらい納め

ておるかということについて大蔵省の
ほうと相談をいたしました、この四
九%程度というものがちやうどいいと
ころじゃないかということ、四九%と
いうことになったのでございませう。現
実の会社の経費の中で税金をどうい
うふうに納めているかということも個々
の会社によって非常に違つておるま
すので、一律の基準で計算をするのがこ
の際としてはいいのではないかとい
うことで計算をしているわけでありま
す。

○岡三郎君 そうすると、全体的な納
めた税金の中から、差益分の四九%と
いうのをどうして出すのです。個々の
会社が違つたといつたって、とにかく現
実に差益が三十六億あって、四九%税
金を納めるといふと十八億、こういう
ふうにしたと言いますが、実際問題と
して計算上そういうふうになったとし
ても、個々の会社が納めている税金を
全部集約して、そしてその中にこれだ
け入っていると、こういう計算なん
ですか。

○説明員(中西一郎君) この三十六億
の計算は、いわば四十社あります精糖
各社を一つの会社というふうな考へま
して、それに対して輸入粗糖の原価が
どうであつたか、国内の糖価がどう
であつたか、標準的な精糖のコスト計算
はどうなるかというものを当てはめま
して計算をいたしております。した
がって、先ほど申し上げた三十六億と
いうもののうち、幾ら税金の分として
控除すべきか、支払つておつたものと
して觀念していくべきかという場合に
おいても各社別にはやっております
ん。一つの企業としての平均的な実効
税率はどういうものであるかというも

のさしを当てはめて計算いたしてあります。そのものさしが四九%ということでございます。

○岡三郎君 そうすると、過去に納めた四十社の税金の中にそれだけ見合つたものが全体としてあったということですね。そういう計算です。

○説明員(中西一郎君) そういうふうな考へてしるべきものでございまして、

○岡三郎君 これは追つて資料を出してもらつて、各社の納税ですか、税金を納めたそのトータル、こういふものを資料としてひとつお出し願ひたいと思つたのです。それで三十六億という

言葉で言つておる。一キログラム——一キロというのですか、私はよくわかりませんが、そういうふうなあれで、どのくらい全体の利益率があつて、その中で差益として幾ら見るのか、それをちよつと教へてもらひたい。

○説明員(中西一郎君) 三十四年と五年度にわたりますが、年度を別々に計算をいたしております。三十四年度におきまして卸売価格は年間を平均して見ますと、一キロ百二十二円ということになります。このうち精糖会社の利潤と金利として見ておきますのは五円でございます。なお、この年度におきましては、そのほかに超過利潤と申しますか、異常な価格変動によりまして生じた価格差益というものは一円十銭というふうな考へております。このときの販売数量が百二十万トンほどございます。で、その結果価格差益の総額は約十一億二千万円と考へたわけでござい

ます。実は先ほど省略して申し上げなかつたのでありますけれども、御承知の精製ブドウ糖、結晶ブドウ糖等の育成のために、輸入粗糖をリンクいたしまして、育成ブドウ糖の赤字を輸入粗糖の利益でカバーして三十四年度はやつております。その三十四年度の分として、精糖業者が精製ブドウ糖のために支払ひました額が四千四百万円ほどございまして、それを先ほどの十一億二千万円から差し引きしますと、約十億八千万円。それが三十四年度の価格差益の総額というふうな考へられておるわけでありまして、

三十五年年度につきましては、同様に申し述べますと、国内卸売価格は約キロあたり百二十六円でありまして、その場合の通常の利潤及び金利と考へられるのは、同じく一キロ五円程度であります。そのほかこの年は価格差益が約三円と見込んであります。三十五年の方は価格差益が多い。国内糖価も非常に高かつた。こういう結果でございまして、販売数量はその年に百十

トンを乗じまして約三十三億、三十四億近くなりまして、さらにそれから、先ほど申しましたブドウ糖育成ということでのマイナス分が八億五千万円。それを差し引きまして、二十五億というものが三十五年度の結論であります。その三十四年度の十億と三十五年度の二十五億というものを合せて、先ほどから申しております約三十六億ということになるのであります。なお、私先ほど申し違ひをいたしましたので訂正させていただきますが、一キロ一円というのは百万トンで十億になります。

○岡三郎君 で、これだけの差益を現実に計算上においてもとにかく生み出されておつて、それでこれを向こう三カ年間、一月以降六回で徴収するということになれば、そうすると、その場合の糖価をどのくらいに見ておるか、もうからないという数字をあなたに言つたが、その場合における糖価をどの程度に見ておるか、その点をひとつ。

○説明員(中西一郎君) 三十四年度でございましたが、国内甘味資源の総合対策ということで、関税率、消費税の税率を改訂しまして、その後標準的な糖価として考へるといふのがおおよそ百二十二円というところで今日まできております。で、御承知のように輸入の量等によりまして、それが上がったりがつたりいたします。CIF価格の関係もそれに響くといふことでございまして、これは非常にむづかしいことと考へて、二円前後の幅でそれが安定すればいいんではないかというものが従来の考へ方であり、これからは現段階でそれをすぐ変へなければならぬといふふうには考へていないわけでございます。

○岡三郎君 そうすると、今のお答えは、端的に言つて百二十二円を基準に考へるということですね。そうすると、三十四年度の一キロ、百二十二円といふことから、差益を百二十万トンとして、十一億二千万円というふうな考へておる。この量が今後どうなつていくかわかりませんが、今のお話でいけば当然そこに差益というものが生まれてくる理屈になると思うのですが、その点どうですか。

○説明員(中西一郎君) 計算をここに並べますと、お話のとおりでございます。ただ、三十四年以降、精糖のコストがだいぶ変わつてきております。そういう点で、今後百二十二円前後というものを考へた場合に、当然そこに超過利潤が発生するといふことを見込むのは、まだ早急にはできないのではな

いかと申しますのは、三十四年度の価格差益といふのは、わずか一円でございまして、人件費の問題、その他いろいろございまして、コストの上で、その程度の変りがあるといふことを考へて、いろいろ計算をいたして見ておるわけでございますが、ちよつどいいところではないかといふことでござい

ます。○岡三郎君 通商局長に聞か、過去から現在までの原糖の価格の推移というものは、まあ豊作とか何とかといふ問題もあるが、動乱等によつてずいぶん変わつてきて、それからアメリカとの関係でダブつて、ソビエトが買うとか、中共に売るとか、いろいろな問題があつたけれども、原糖が高くなる、ならぬといふことは、なかなか予測しがたい問題だが、大体のフベレージというものがあつたと思う。その中で、輸入数量というものの見込みは、大体どのくらいに考へておられますか。通商局長、外貨との関係があるとしても……。

○政府委員(今井善衛君) 先ほど農林省からお話ございましたように、この百二十五万トンでございまして、御承知のように、年間の大体の数量を農林省と打ち合はせてきまして、そうして上期にそれを幾ら実現した下期に幾ら回すかといふことをいたしておりますが、その際に私どもも

いたしましては、これはむしろ消費者的な立場から、できるだけ価格が暴騰しないようにといふような配慮をいたしますし、農林省はもちろんで、そういう配慮もいたされておりますけれども、その際に国内の甘味資源の保護という関係を常によく見ておられるわけでございます。私ども相談して、そのつどきめておる次第でございます。

○岡三郎君 そうすると、通商局長にもう一ぺん念を押しますが、百二十五万トンといふことしの輸入量というものは、大体その推移でいくといふふうな考へていいんですか。

○政府委員(今井善衛君) 私どもも、さうに考へております。ことしの上期は予算面は六十五万トンでござい

ましたが、実際その単価等が少し下がりました、七十万トン近く入つておる。下期は、これは国内の砂糖が出回り期でございまして、下期の予算においては五十五万トンというふうな組んでおりました、大体さうな推移でいくのじゃないか、かように考へております。

○岡三郎君 そうすると、先ほど人件費と言ひましたが、精糖工業会において、人件費というものが全体のどの程度になつておるか、これもひとつ資料を出してもらひたい。私は精糖関係においては、原糖の価格の推移というものが、やはり指標になつておるといふふうに考へます。ほとんどあれは機械化されておる。で、それほど機械工場のように、従業員というものが数を多く要するといふ性質のものではないといふふうには私は考へております。そういうふうな考へてみますと、コスト高という問題も、私は、それほど他の産

業と比べものならぬということはないのじゃないか、私はそう考えます。

そうすると、百二十万トンにおいて十一億二千万円の差益が出て、この中で、いろいろの関係から差し引いておられますが、三十六年度以降、今年を含めて、百二十五万トンの大体の推移をたどるといふことになれば、百二十二万円で押えても、相当の利潤というものがここにでてくると思うし、差益というものも生まれてくるというふうな考えなければ、常識的に私はおかしいと思うのです。

そうすると、農林省にお伺いします。その場合の一キロ当たりに対する業者の利益を、どういうふうな考えていますか。

○説明員(中西一郎君) 先ほど三十四年度と三十五年度について申しましたが、一キロ五円程度が、通常のその他の企業を含めまして平均的な利潤なり金利なりのベースとしていいのじゃないかと考えておりますが、お尋ねの資料は御提出いたしますけれども、そのコスト計算をもとにして、将来も、その五円程度というものは、そう変わらないのじゃないかというふうな考えております。

○岡三郎君 そうすると五円程度という計算、これもひとつ資料として出してもらいたいと思います。

で、五円という利潤を考えて、一月以降差益が出ないという立場において、過去の差益を六回において徴収するということは、ちょっとこれは無理なんじゃないかな、部長、実際問題として、そういう計算をあなたに言っても、コスト高というか、この資料を出してもらわなければならぬけれど

も、どう考えても輸入量が三十四年度当初よりは増加して、特別に精糖工業会の人件費その他がべらぼうに上がって、溶かす人間もふえたというのなら、これはまた考えようもあるのですけれどもね。これはいろいろの問題があるとしても、どうもその計算がちょっと無理なんじゃないか、これも帰納法で、そういうふうな計算してくれば、

そういう計算になる。こういうことではないのかと思いますが、きょうはこの程度にしておきますが、やはり過去の差益を、これから六回に取るといふこと自体、少しおかしいのじゃないか、少しどころじゃないで、これはだいたいおかしいと私は思う。この点については、なお、大臣が来て十分答えてもらわねと、部長だけでは、なかなか答えにくいことがあると思うのです。

最後に一つだけお伺いしますが、向こう三カ年間に来年の一月からですが、その中から差益を取るといふことは、裏を返せば、その間においては砂糖の自由化はない、こういう考え方で、その点はどうか。

○説明員(中西一郎君) この点は精糖五団体、関係四十社の話し合いで、とりあえず三カ年にわたって出す、こういうことでございますが、その間に経済情勢のほうなり何なり非常に変動が起るというふうなことがあった場合のことを当然、精糖団体としては心配をしておられるようでございます。そういうふうなときには、またあらためてそのときに政府と相談したいというところでございますが、そういうふうな寄付をいたします際の五団体の一般

的な心組みとして言っているわけでございます。

で、こちらとしては、その間にどうするか、あるいはどうしなければならぬかというふうなことは、言明しておりません。そのときになって考えたいということ、とりあえず第一回目の掘出を円滑に取り進めていたで、こういうことで対処しております。

○岡三郎君 そうすると十八億が取れるか取れないかわからぬ計算ですね。いわゆる自由化というものが、早まることすれば、それでチャンスだ、こういうことですか。

○説明員(中西一郎君) その辺も先のことで、すなわち、明確には申し上げかねるのですが、単純に計算をいたしておりまして、その上で、どこかで自由化があるということになれば、そのときにまた話し合いが起ります。しかしその場合といえども、十八億というのはやはり出すというふうになることも考えられる。その場合に十八億は、途中で必ず切れてしまうのだというふうな必要もないのじゃないかと思っております。

○岡三郎君 最後だというからやめませんが、私は次に資料をお願いしたいと思っております。ブドウ糖のいわゆる補助金といいますが、育成費といいますが、それに対して具体的に今まで原糖のリンクをしてきた。それから今後これに對して、どういうふうにするのか。しかも差益の中からビットなり、あるいはブドウ糖に対する補助をするような、そういう話も伺ったわけですが、この点について、具体的に、どういうふうな今考えておられるのか。過去か

ら現在までの育成した経緯、それから今後これに對してどういうふうにするか、それからこの会社関係の営業自体、どういうふうな経緯で、会社が企業を發展させているのか。これがいつになったら独立採算といえますか、そういうふうな必要がなくなるのか。

こういうふうな点について、ひとつ、この次には……順々にお伺いいたしますが、さしあたってそれだけ。また、一ぺんに資料要求しても、出てこぬと思うのです。それだけお願いしたいと思っております。

以上をもつて、きょうの質疑は終わります。

○中田吉雄君 時間がありませんので、通商局長にお伺いしますが、実は佐藤大臣に、来たるべき日米貿易経済合同委員会に臨まれる最も重要な役割を果たされる通産省に、お伺いしたいと思っておりますが、時間がありませんので、きょうはひとつ次に譲ることにしまして、資料として私、三十四年度の一月から八月まで手に入る対米貿易の輸出入、通関ベースで計算してみたい。そうしますと、アメリカに六億四千四百万ドル、輸入が十三億七千万ドル強、入超が対米貿易においては八月末で七億二千六百万ドル、こういうことで、この傾向からお見しますれば、アメリカに対する輸出が十億ないし十一億ドル、輸入はもう二十億ドルを優に突破するじゃないかというふうな考えのようですが、したがって、私の申し上げたいことは、佐藤大臣に、特に日本の国際収支の危機というものは、ほとんど対米貿易のアンバランスをどうするかというところにあると思うのですが、

輸入担保率の引き上げ等もあって、非常に入ったのですが、九月から十二月まで輸出入を、起り得べきいろいろな条件を累計して、三十六年の一月から十二月まで、一体どういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(今井善衛君) ことしの一月から三月は、特に対米貿易は低調でございました。また輸入は非常にたくさん入ってきております。したがって、この一月から八月までの数字を御指摘になりましたけれども、年を通じまして十二月までということになりますと、おそらく、ただいま先生御指摘のような数字になるのじゃないか。かように考えます。私も、実は年度を考えて、ことしの四月から来年の三月ということになりまして、少し輸出もよくなつて参ります。おそろしく十二億近い輸出になるのじゃないか。それから輸入のほうは、二十億を割りまして、十九億をちょっとオーバーする程度の輸入になるのじゃないか。

したがって、七億数千万ドルのアンバランスと、かように考えている次第でございます。

○中田吉雄君 総合収支で結局七億ぐらいということですか。ほとんどその赤字というものは、対米貿易のアンバランスであることははっきりしているのですが、この九月の通関ベースは、どうなっていますか。

○政府委員(今井善衛君) 九月の輸入……

○中田吉雄君 対米貿易輸出入。

○政府委員(今井善衛君) ただいまちょっと資料が手元にございませぬが、九月の輸出のほうは、為替ベース

で今覚えておりますが、一億をこして
おりまして、一億たしか三百万ドル程
度だったと思います。この九月ごろか
ら、輸出は大体一億ドルを突破してい
るという情勢になりつつございます。

それから輸入の方は、依然として
多いわけでございますが、来年の一月
三月ぐらいを考えると、例の景気調
整の総合政策なり、あるいは担保率の
引き上げ等によりまして、おそらくあ
る程度減つて参る、ことしの十一月
よりも幾らか減るといふ工合に考へて
いる次第であります。

○中田吉雄君 この担保率の引き上げ
が、事前に漏れたかどうか、あの関係
で一時非常に、六億ドルをこすような
輸入があったのですが、対米関係はど
うですか、その九月の。

○政府委員(今井善衛君) 九月の輸入
承認は、六億一千万ドルということ
で、非常に巨額に上つたのでございま
す。今、事前に漏れたかどうかという
お話がございましたけれども、これは
絶対に漏れたことはございません。こ
のとき、十六日に非常に輸入が殺到し
ているわけでございますが、そういう
関係でいろいろ調べておりますけれど
も、漏れた事実がないということだけ
は御了承願います。

○中田吉雄君 対米関係は幾らです
か。

○政府委員(今井善衛君) 六億一千万
ドルのうち、まだ実は地域別には分析
いたしてございません。大体九月の輸
出入ということになりますと、それが
現実の輸入として実現するのは、十二
月あるいは一月ということになります
す。それから十月につきまして、これ
は輸入承認は、まだ期半ばでございま

すので、はっきりいたしません、私
ども今までの足取りを見ますと、四億
ドルを幾らか割るのじゃないか。これ
は九月は相当の輸入承認が出たとい
うことと対応する関係もございませう
けれども、それ以外に、やはりある程度輸
入の申請は落ちついて参つたというこ
とはいえると思ひます。かような関係
で、十月の輸入承認と比べますれば、
来年の一月、二月の現実の輸入は減つ
て参ります。かようなことがいえる
と思ひます。

○中田吉雄君 私、ヨーロッパの共同
市場機構の域内の個別の六カ国の輸出
入をみたのですが、三〇%から四四、
五%まで、ほとんどバランスがとれて
いるのです。まず非常な偏差の少な
い形で、それはもう非常にバランスが
とれている。これはどうしても、苦勞
して集めてみたのですが、非常に完全
といつてもいいほどで、三%ぐらいの
差はありますが、非常にバランスがと
れているのです。こんなに倍、半分と
いうアンバランスの国は、世界で日米
関係だけなんです。対米貿易をやつて
いるイギリス、ドイツ、フランス等を
みても、ほとんどかなり近い程度のバ
ランスがとれているんですよ、私の
持っている資料では。

そこで、どうしても今度、日米の貿
易の不均衡は正というところが大きな問
題になると思ひますが、その際に、
まあ日米双方の産業構造上からの余儀
ない差というものはあると思ひので
す。これは戦前でもあったのですが、
しかしそれが、バイ・アメリカンとか
いろいろな制限とか自主規制というよ
うなこと、相当私はあると思ひので

そこで今度、佐藤大臣が出て相当や
られる際には私は、そういう貿易構
造、産業構造上のアンバランスは、こ
れはまあ将来、輸出品をいろいろな品目
でだんだんと、繊維品から機械工業と
変わっていくでしょうが、今の場合
に、そういう制限なかりせば、一体ど
れだけ伸び得るかという測定を、い
ろいろなアメリカのバイ・アメリカンと
かあるいは安全保障条項とか、いろい
ろ自主規制とか、そういうことで、何
億ドル程度まで計数的に一体制約を受
けているか、実は私は運輸省と話をし
てシブ・アメリカンということ、
日本の保有船舶、輸出等からいって、
一体どのくらい制約を受けているか、
それをはずしたらどのくらいになるか
ということ、計数的に出してもらった
が、かなりの額が出ています。私は日本
の経団連あるいは商工会議所等も、こ
の不均衡は正と同時に、アメリカの自
主規制あるいはその他いろいろ輸入制
限を緩和なり、撤廃してもらつたとい
うことが大きな問題になっているので
す。計数的にはじいて、相当資料を
ととのえて説得するといふことがやは
り大事だと思ひますが、そういう計
算はできませんか。

○政府委員(今井善衛君) もしバイ・
アメリカンなりあるいは輸入制限な
りせば、どのくらい輸出が伸びたであ
ろうか、これは非常にむずかしい問題
でございまして、私の考えるところに
よりますと、ほとんどと申します
か、絶対と申してもいい程度に、その
計数を出すことは至難であらうと、か
ように考えるのでございまして。
と申しますのは、今アメリカとの問
に、お互いに協定と申しますか、約束

でもって輸出品を制限しておりますの
は綿製品だけでございます。綿製品に
つきましては、これは目下の状況から
いいますと、実は昨年から今年にかけ
ましては、約束の数字まで日本品が出
ていないという関係がございまして。し
たがいまして今ワタはあつたけれども、
ワタなきもののような状態である。と
ころで綿製品につきましては実は歴史
があるわけでございます、五年前か
らやつておりました、五年前に、日本
品が非常に強い場合におきまして、
ワタを守つて日本品を出させなかつ
た。その間に香港等に蚕食されてしま
つた。したがって、現在ワタがあつ
ても、そこまで出ていないという関係
がございまして。したがって、ある
程度日本品からなじみが香港等に移つ
ていった。これはバイ・アメリカンの
政策の影響で、長いこと、そういう
結果になったのでございまして、した
がいまして、それを計数的に出せと申
されまして、これはおそらく至難と
いうことになります。

そのほか、たとえばトランジスタ・
ラジオにいたしまして、あるいは陶
磁器にいたしまして、ミシンにいた
しまして、日本側が自主規制をして
おりますと、別にアメリカとの約束
がなくて、日本側はある程度の数量
に輸出を押えております。これは日本
が、一時的に輸出がラッシュする場合
におきましては、向こうの排撃を食つ
て、たとえば綿製品みたいに制当を向
こうが要求するとか、あるいは関税を
上げるとかということが、結果におい
て輸出の阻害になるというやうな関係
で、わが方で、ある程度規制をしてい
るわけでございます。御質問の要旨

は、そういうふうな形でもって規制し
ているところでは、これは計算が非常
にむずかしくて、現実のところ、向こ
うのたとえば労働組合なり、あるいは
一般市民の空気が、バイ・アメリカン
ということでもって、アメリカ品を買
う、日本品なり外国品はあまり買いた
くない。それがどの程度影響している
かといふことで、形に現れない面
についても、影響というものは、非常に
多いと思ひます。

したがって、先生おっしゃるよ
うに、もしそういうことを撤廃した場
合、それじゃそれが何億ドルに評価さ
れるだろうかといふことは、非常にむ
ずかしくて、ほとんど計数に現わすこ
とは至難でございまして。

○中田吉雄君 そういう気持ちでいるか
ら、アメリカは喜ぶのです。たとえ
ば綿製品にいたつて、これまででも、自
主規制をやつてワタをもらつても、い
ろいろな制約があつて、振り替へても
ぬようないろいろな制約がある。その
間に、今局長が言われたやうになじみ
ができたやうにしている。ところが、よ
その国は対米貿易において、それは日本
ではラッシュ輸出をやつて、十分考
えなければならぬ点もあるのですが、
今の進んだ数値経済でやれば、いろ
ろもつともらしく説得できるが、そ
ういふ気なら、日米会談の実効は推して
知るべきで、水かけ論で、私は先度、
対米輸出の諸問題という経団連の出
しているのを見ても、主要国とアメリカ
の輸出入の状況を見ましても、ほとん
ど非常に近い形でつり合ひがとれてい
る、だのに、日本だけがそういうこと
になつていふことは、それはス

ター商品で、トランジスタ、マグロ、合板というように、一ぺんにやっつけてしまふから、そういうことになると思う。十分そういう点は気をつけなければいけません。私はとにかくアメリカの国内では労働産業というか、斜陽産業のようなものをほとんど日本が輸出する関係があると思います。

ですから、もう少し計数的に私はいろいろの条件を考えながら、それなかりせばということは、できそうなものじゃないでしょうか、あなたのところは、たくさん課があるのですから、どうなのですか。

○政府委員(今井善衛君) 今、もしバイ・アメリカンその他なかりせばという計数をあげて迫れるというお話でございますが、私も、もちろん貿易拡大について、今度の日米会談において、向こうと強く当たってみたいと思っておりますが、要するに自由主義経済のリーダーであるアメリカが、いろいろバイ・アメリカンその他によりまして、特に日本品に対して思わしくない影響を与えていることは、これはどう考えましても、私も非常に不満でございます。

したがって、アメリカ政府が責任をもって、かような輸入排撃運動、バイ・アメリカンというような政策をやめてほしい、あるいは緩和してほしいということは強く迫るつもりでございますが、ただいまおっしゃいましたような個々の商品について計数を出すというのは、これはあるいはこちら側でもって作れば出せないこともないかもしれませんが、しかし、それは決して説得力のある数字じゃないと思っております。さような説得力のないような数字

を掲げて、そこに議論が集中するよりも、むしろ全般的の問題として強く押して参りたい、かように考えている次第であります。

○中田吉雄君 それは最初から、そういう気だからそうなると思います。私は、なかなかめんどろな作業だとは思いますが、お宅のほうからいただきまして通産白書を見て、高等数学を使っているいろいろな分析をやっておられるのですから、私はもう少しありそうに思うのです。その辺、頼みますよ。

しかし、なかなか私は、アメリカには、そういうことを言っても、これまでは、ボールド次官が来て、自主規制を高く評価すると、必ず期待にこたえと言つて、日本の紡績業界は非常に期待を寄せておたら、今になって完全に裏切られた。私先日、綿業界の社会党の大立者の人に会いました。全く表面は親戚づき合ひしているが、冷酷無慈悲、油断もすきもならぬと、こういう表現を使つて、裏切られておるわけでありまして、とにかく、表面は親戚づき合ひしたいに言っておるが、油断もすきもならぬに、冷嘲そものだと、こういうふうに出ておる。通産省のほうは、外務省のほうにたいへん健闘されたようで、僕も言いたくないのですが、そういう際には、こういうことはできませんか、たとえば、自由化しても、ガット三十五条を援用して、通産省は、それに見合う措置をするということを言っておるのです。私当然だと思つて、外務省は、まあ反対のようですが、アメリカは、実務管理をやら

ぬでも、自主規制とかいろいろな形で、実際はそれと同じことを、ガット三十五条を援用している国以上のことをやっておるのです。まず何よりもアメリカに、君のところがやるなら、こうだぞというところはやれぬのですか。

○政府委員(今井善衛君) お話、ごもっともな点もあると思います。ただ、イギリスなり、フランスは、ガット三十五条をはきり援用し、あるいはイタリー等は、これはまあガット三十五条は援用して、日本に非常な強い差別待遇をして、アメリカは、形式的、表面的には何らさような制限はしてないでございまして、綿製品等に見られる場合におきましては、これは自主的に——アメリカは制限してないと言いつながら、日本をして制限しておるというふうな関係がございまして、私もその辺は、もともと御意見もあると思つて、今の段階におきましては、明らかに輸入制限をいたしております。差別待遇をいたしております。たとえばイギリス、あるいはフランス、イタリー等に強く当たりまして、そうして、向こうをして差別待遇を撤廃せしめる、それがまず順序でございまして、アメリカとの関係におきましては、今直ちに、さような段階に入るといふことは、私どもとしては適当じゃないと思つて、今後は、向こうの門戸の開放と申しますか、バイ・アメリカン、そういう政策によりまして、日本品を非常に不利な立場に置くという政策が緩和しないし撤廃されれば、そういう必要もなくなると思つて、それは、今後

の推移に待つべきものだと、かように考えております。

○中田吉雄君 そのときに、綿業界の人は、こういうことも言っておつたのですが、原料の自由化が製品の自由化に通じていないところに、日本として非常に苦しいところがある。それは別にいたしまして、そういうことも言っておりました。

それで、佐藤大臣がおられれば、いいと思うのですが、一たん自由化のスケジュールを立てて変更したりすると、途中で正直者が苦境に立つてもいいけない、私もそうだと思うのですが、その際に、今われわれが伝え聞くところによると、アメリカは、実際あの会議をリードして、理事会や総会で、今にも八条国移行の勧告があるような空気を作つたのは、新聞社から聞いても、アメリカだということです。そして、実際は一年延期してやるから、九〇％繰り上げて早くやれと、こういうことになっておるのです。今一年繰り延べしてやったのだから、その代償に、最も通産省が気に病んでおられる自動車を初め十六か七の品目を、その代償として自由化せよ、これが私は非常に、機械産業とか、日本の将来の産業の根本に触れるように思つて、これが、これだけ、やっぱり今度の日米合同委員会でも、もう自主的にやるといふ不動な体制をして、やはりウエーヴアー条項ですか、自由化義務免除規定を厳に守るといふことをやられることが必要だと思つて、その点は、どうですか。

○政府委員(今井善衛君) 輸入の自由化につきましては、これは私も、貿易を拡大し、あるいは国内の産業を強

くするという意味でも、やはり原則として積極的に進めなければならぬと、かように考えております。

これは、何もアメリカから、いろいろとか何とかいう立場ではなくて、やはりそれだけのメリットがあるということを進めなければならぬと思つて、ただ御指摘のように、これは日本のためにやるわけでございます。で、したがって、アメリカが特に向こうの関心のあるものについて自由化を要望いたしましたも、これはあくまでも日本の立場から判断して、その産業が、たとえばまだまだ自由化するのが早いという場合におきましては、これはたとえ要請がございしても、われわれそれに応ずる気持は毫もないわけでございます。日本の立場から進めていくということでございます。

○中田吉雄君 それはやっぱりわれわれも、自由化は十分その利益が国内的に吸収できるような形でなくちゃいかぬと思つて、しかし、一昨日、来まして私の県の地方紙を見てみますと、前の福田政調会長でも、自由化のスロー・ダウンをやらなければだめだ、こういうことを言われるほど、いろいろあったのですが、ほかのことは言いませんが、スロー・ダウンして、経済の建直しをして、IMFから五億ドルの借款を直ちにやれ、そのことは別にいたしまして、私、農林省で聞いたのですが、アメリカの農商務省から来て、大豆の自由化のときには、ほんとうに毎日のように来て、プレッシャーをかけて、ついに池田さんが、池田、ケネディ会談のために渡米する前に、大豆の自由化に踏み切つて、そう

して今、北海道の大豆生産農家は非常な苦境に立っているのですが、少なくとも私は、十六ですか、通産関係ばかりではないのですが、ぜひその線は、堅持していただくように強く希望して、これはまあ佐藤大臣おられませんか、希望だけにしておきます。

○委員長(山本米治君) 他に御質疑がなければ、本日の調査をこの程度にとどめ、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十九分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭政策に関する請願(第三四七号)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案成立に関する請願(第三四八号)

一、新潟地区の地盤沈下原因再調査に関する請願(第三八三三三三)

一、中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に関する請願(第四二〇号)

第三四七号 昭和三十六年十月七日受理

石炭政策に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町 一ノ七日本石炭鉱業連 合会内 武内礼蔵

紹介議員 森中 守義君

最近貿易自由化の繰り上げに伴う石炭合理化の期限短縮がうわさされているが、合理化についての業界の努力には限度があり、政府の強力な保護政策がなくては、合理化の繰り上げは絶対不可

能であるから、(一)総合エネルギー対策の樹立とその強力な実施を図るため、エネルギーに関する基本法の制定と並んでエネルギーの各部門を統轄する独立の行政機関を設置すること、(二)石炭需要の確保について政府は適切な指導を行なうこと、(三)合理化のために利用度の高い資金措置を講ずること、(四)総合燃料である重油に消費税を課し、又輸入石油の関税率を引き上げ、石炭産業合理化の財源に充当すること、(五)本年度における炭価の引下げは、少なくとも現状のままで極めて困難であるから、政府の保護政策の実施とにらみあわせて再検討すること等について石炭鉱業審議会は至急検討し、業界再建に即応する新政策を打ち出すとともに、国鉄運賃の値上げによる石炭鉱業の負担増は、これを政府において補償する緊急措置をとり、本年度炭価 特に電力、国鉄等大口消費者炭価については、三十五年炭価の横すべりを認めて、石炭鉱業の合理化推進を図られたいとの請願。

第三八三三三三 昭和三十六年十月九日受理

新潟地区の地盤沈下原因再調査に関する請願

請願者 新潟市磯町四 柏原正 雄外六名

紹介議員 曾根 益君

新潟市を中心とする地盤沈下の問題が起つたのは昭和三十年頃からであり、昭和三十四年六月に至つて科学技術庁資源調査会内田会長から当時の中曾根科学技術庁長官に対して提出された同問題の答申書に地盤沈下の原因なるものが八つあげられている。しかるに現地における情勢はもつぱらガス水汲み揚げが主なる原因なりとして、これが規制にのみ狂奔して、他の原因についての調査或いは研究は少しもなされただけはいのないことはまことに遺憾である。最近県内白根市において、中の口川に架け替えた富月橋の橋脚が沈下して橋の中間が一メートルも下が

り、落成式がいまだにできず困つてゐる状態であるが、この原因はいかなる原因であるのか、又、東北電力が臨港ふ頭の上手に石炭揚げ専用のさんばしを造るが、この設計を見ると鉄矢板十

九メートルの長尺物を打ち込み、常時十メートルの水深を維持して一万吨級船舶の発着を予定しているとのことであるが、これに対して現臨港ふ頭は大正年間三三三三級の発着を予想したに過ぎず、現在ではなんらの補強工事も施行せずもつぱらしゆんせつのみで二、三万トン級の大形船を発着させている。かれこれ比較するとき、そこに重大なる欠陥のあることを感ずるとともにその周辺の沈下が当然であることも考えられる。沈下原因の誤つた結論が本市の発展に重大な障害となつてはとうてい無視するに忍びないから、めんつにこだわらず、権力に左右されず、しかも科学的な再調査を実施せられたいとの請願。

第四二〇号 昭和三十六年十月十一日受理

中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に関する請願

請願者 東京都港区麻布材木町 五三社団法人日本自動車整備振興会会長 中 島亮

紹介議員 三木典吉郎君

中小企業業種別振興臨時措置法が施行されて以来、政府は、この法律の趣旨に従い、四十業種に及ぶ業種の指定、十三業種に対する改善事項の策定等、同法の円滑な運営に努力されてきたが、関係業界としては、政府の調査等の作業にも相当の犠牲を払つて協力してきたにもかかわらず、策定された改善事項が、なんら業界の不況打開あるいは安定振興に寄与するところがなく、誠に憂慮されるから、同法の目的

が達成されるために、(一)中小企業業種別振興資金を設置し、これに三百億円を繰り入れること、(二)業種別実態調査費が少額で業界の負担が大きいから大幅に増額すること、(三)改善事項の決定は最優先に国の施策とし、すみやかに実施するよう措置すること、(四)指定業種の長期大口資金を対象とする低利の設備近代化保険を新設し、中小企業信用保険公庫の直接援によりこれを実施すること等の施策を図られたいとの請願。

十月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、商店街組合法案(衆)

商店街組合法案

第一章 総則(第一条)

第二章 商店街組合及び商店街組合連合会

第一節 通則(第二条―第十五条)

第二節 事業(第十六条―第二十七条)

第三節 組合員(第二十八条―第三十二条)

第四節 設立、管理、解散及び清算(第三十三条―第三十七条)

第五節 監督(第三十八条―第四十条)

第六節 雑則(第四十一条―第四十四条)

第三章 助成措置(第四十五条―第四十八条)

第四章 罰則(第四十九條―第五十七條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、小売商業又はサービス業を営む者等が特定の地域において協同して事業活動を行なうために必要な組織について定め、これらの事業者が行なう事業活動の協同化と経営の近代化を助成するとともに、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて小売商業等の健全な発達に資することを目的とする。

第二章 商店街組合及び商店街組合連合会

第一節 通則

(商店街組合等の目的)

第二條 商店街組合及び商店街組合連合会(以下「組合」という。)は、商店街を形成する地域等において小売商業又はサービス業を営む者等が協同して事業活動を行なうために自主的に組織する団体であつて、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、及びその経営の安定と事業の振興とを図ることを目的とする。

(人格及び住所)

第三條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

(名称)

第四條 組合は、その名称中に、商店街組合又は商店街組合連合会という文字を用いなければならない。2 組合以外の者は、その名称中に、商店街組合又は商店街組合連

合会という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(登記)

第五條 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(基準及び原則)

第六條 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分に応じ、するものとし、出資額に応じてするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が、三十人をこえない事業者のみをもつて組織する商店街組合

二 前号に掲げる組合のみをもつて組織する商店街組合連合会

2 常時使用する従業員数が前項第一号に掲げる数を超える事業者を組合員に含む組合があるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数を超える事業者が組合員に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数を超えることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

(設立)

第八條 商店街組合の地区は、五十人以上の商業又はサービス業を営む者が近接してその事業を営む地域であつて、その相当部分が商店街を形成しているものとする。

2 商店街組合の地区は、他の商店街組合の地区と重複するものであつてはならない。

第九條 商店街組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が

組合員となり、かつ、小売商業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるものでなければ、設立することができない。

(商店街組合の組合員の資格)

第十條 商店街組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めるときは、これらの事業以外の事業を営む者とする。

(商店街組合連合会)

第十一條 商店街組合連合会(以下「連合会」という。)は、都道府県商店街組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商店街組合連合会(以下「全国連合会」という。)とする。

第十二條 都道府県連合会の地区は都道府県の区域に、全国連合会の地区は全国の区域による。

2 同一の区域を地区とする連合会は、一個とする。

第十三條 連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

(連合会の会員の資格)

第十四條 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区の一部を地区とする商店街組合とする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。

(免稅)

第十五條 組合の所得のうち、組合事業の利用分に応じ、組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 事業

(商店街組合の事業)

第十六條 商店街組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 共同店舗、街燈、フリーキーF、駐車場その他組合員の事業に関する共同施設

三 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

四 商品券の発行、割賦購入あつせん販売方法に関する組合員のための共同事業

五 組合員の福利厚生に関する施設

六 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

七 組合員が販売をする物の種類若しくは販売の数量若しくは方法の制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

八 組合員が提供をするその事業に係る役務の種類又は提供の種類若しくは方法に関する制限

九 組合員の営む事業に係る休日、開閉店時刻等に関する制限

十 組合員の雇用する労働者(以下「従業員」という。)に係る雇用の集団化及びその賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

十一 組合員の経済的地位の改善

十二 従業員の労働条件その他に

十三 前各号の事業に附帯する事

業

2 商店街組合は、組合員の利用に

支障がない場合に限り、組合員以

外の者に前項第一号から第六号ま

でに掲げる事業（これらの事業に

附帯する同項第十三号に掲げる事

業を含む）を利用させることがで

きる。ただし、一事業年度におけ

る組合員以外の者のこれらの事業

の利用分量の総額は、その事業年

度における組合員のこれらの事業

の利用分量の総額の百分の二十を

こえてはならない。

3 商店街組合の事業については、

中小企業等協同組合法（昭和二十

四年法律第八十一号。以下「協同

組合法」という。）第九条の第二

項、第四項から第八項まで（事業

協同組合の事業等）、第九条の二

の二から第九条の六まで（あつせ

ん又は調停及び事業協同組合の事

業）及び第九条の七第二項から第

四項まで（商品券）の規定を準用す

る。この場合において、第九条の

二の二中「行政庁」とあるのは、

「通商産業大臣」と読み替えるもの

とする。

（調整規程の認可）

第十七条 常時使用する従業員の数

が第七條第一項第一号に掲げる数

をこえる事業者を組合員を含む商

店街組合は、前条第一項第七号か

ら第九号までに掲げる事業（これ

らの事業に附帯する同項第十三号

に掲げる事業を含む。以下「調整

事業」という。）に關し次の事項を

定めた規程（以下「調整規程」とい

う。）を設定し、通商産業大臣の認

可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様

とする。

一 前条第一項第七号から第九号

までに掲げる制限の種類及び方
法並びにその制限を行なう期間
二 前号の制限を実施するための
検査の方法
三 手数料又は過怠金に關する事
項
第十八条 通商産業大臣は、前条の
認可の申請に係る調整規程が次の
各号に適合すると認めるときでな
ければ、同条の認可をしてはなら
ない。
一 不当に差別的でないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の
利益を不当に害するおそれがない
こと。
第十九条 通商産業大臣は、第十七
条の認可の申請を受理した日から
六十日以内に、認可又は不認可の
通知を發しなければならない。
2 前項の期間内に同項の通知が発
せられなかつたときは、その期間
が満了した日に、第十七条の認可が
あつたものとみなす。この場合に
は、商店街組合は、通商産業大臣に
對し、認可に關する証明をなすべ
きことを請求することができる。
3 通商産業大臣が第十七条の認可
の申請に關し商店街組合に報告を
求め、又は關係行政機関に照会を
發したときは、その日から通商産
業大臣がその報告又は照会に對す

る回答を受理するまでの期間は、
第一項の期間に算入しない。この
場合において、通商産業大臣は、
關係行政機関に照会を發したとき
は、遅滞なく、その旨をその商店街
組合に通知しなければならない。
（調整規程の変更命令及び認可の
取消し）
第二十条 通商産業大臣は、調整規
程の内容が第十八条各号に適合す
るものでなくなつたと認めるとき
は、その商店街組合に對し、その
調整規程を変更すべきことを命
じ、又はその認可を取り消さなけ
ればならない。
（調整規程の廃止の届出）
第二十一条 商店街組合は、調整規
程を廃止したときは、遅滞なく、
その旨を通商産業大臣に届け出な
ければならない。
（調整規程の設定等の議決）
第二十二条 調整規程の設定、変更
及び廃止は、總會の議決を経なけ
ればならない。
2 前項の議決は、總組合員の二分
の一以上が出席し、その議決権の
三分の二以上の多数をもつてしな
ければならない。
3 調整規程の設定は、第一項の規
定にかかわらず、創立總會の議決
によつてすることができる。
（過怠金）
第二十三条 商店街組合は、調整規
程で定めるところにより、調整規
程に違反した組合員に對し、過怠
金を課することができる。
（調整事業に關する団体協約の認
可）

第二十四条 第十七条の規定の適用
を受ける商店街組合がその行なう
調整事業に關し組合員たる資格を
有する者と締結する第十六條第一
項第十一号の団体協約は、通商産
業大臣の認可を受けなければ、そ
の効力を生じない。これを変更し
ようとするときも、同様とする。
2 通商産業大臣は、前項の認可の
申請に係る団体協約又はその変更
が次の各号に適合すると認めると
きでなければ、同項の認可をして
はならない。
一 一般消費者及び関連事業者の
利益を不当に害するおそれがない
こと。
二 その団体協約又はその変更後
の団体協約の定めによりその相
手方が遵守すべきこととなる事
項が組合員が調整規程の定めによ
り遵守すべき事項と同一である
こと。
三 第一項の団体協約について
は、第十九条から第二十一条ま
での規定を準用する。この場合
において、第二十条中「第十八
条各号」とあるのは「第二十四
条第二項各号」と読み替えるもの
とする。
（連合会の事業）
第二十五条 連合会は、次の事業の
全部又は一部を行なうことができ
る。
一 會員に對する資金の貸付け
（手形の割引を含む）及び會員
のためにするその借入れ
二 販売、購買、保管、運送、検
査その他連合会を直接又は間接
に構成する者（以下「所屬員」と

いう。）の事業に關する共同施設
三 商品券の發行、割賦購入あつ
せんと販売方法に關する組合員
のための共同事業
四 所屬員の福利厚生に關する施
設
五 所屬員の事業に關する経営及
び技術の改善向上又は組合事業
に關する知識の普及を図るため
の教育及び情報提供に關する
事業
六 所屬員が行なう調整事業の全
部又は一部についての総合調整
七 従業員に係る雇用の集團化及
びその賃金、労働時間、宿舍等
の労働条件の改善に關する事業
八 所屬員の経済的地位の改善に
關する団体協約の締結
九 従業員の労働条件その他に關
する労働協約の締結
十 前各号の事業に附帯する事業
（総合調整規程の認可）
第二十六条 第十七条の規定の適用
を受ける商店街組合を會員を含む
連合会は、その実施しようとする
前条第六号に掲げる事業及びこれ
に附帯する事業に關し次の事項を
定めた規程（以下「総合調整規程」
という。）を設定し、通商産業大臣
の認可を受けなければならない。こ
れを変更しようとするときも、同
様とする。
一 會員たる商店街組合が行なう
第十六條第一項第七号から第九
号までに掲げる制限の種類及び
方法並びにその制限を行なう期
間の総合調整
二 前号の制限を実施するための
検査の方法の総合調整

いう。）の事業に關する共同施設
三 商品券の發行、割賦購入あつ
せんと販売方法に關する組合員
のための共同事業
四 所屬員の福利厚生に關する施
設
五 所屬員の事業に關する経営及
び技術の改善向上又は組合事業
に關する知識の普及を図るため
の教育及び情報提供に關する
事業
六 所屬員が行なう調整事業の全
部又は一部についての総合調整
七 従業員に係る雇用の集團化及
びその賃金、労働時間、宿舍等
の労働条件の改善に關する事業
八 所屬員の経済的地位の改善に
關する団体協約の締結
九 従業員の労働条件その他に關
する労働協約の締結
十 前各号の事業に附帯する事業
（総合調整規程の認可）
第二十六条 第十七条の規定の適用
を受ける商店街組合を會員を含む
連合会は、その実施しようとする
前条第六号に掲げる事業及びこれ
に附帯する事業に關し次の事項を
定めた規程（以下「総合調整規程」
という。）を設定し、通商産業大臣
の認可を受けなければならない。こ
れを変更しようとするときも、同
様とする。
一 會員たる商店街組合が行なう
第十六條第一項第七号から第九
号までに掲げる制限の種類及び
方法並びにその制限を行なう期
間の総合調整
二 前号の制限を実施するための
検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整

(準用)

第二十七條 連合会の事業については、第十六條第二項及び第三項並びに第十八條から第二十四條までの規定を準用する。この場合において、第二十四條第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは、「連合会、商店街組合又は商店街組合の組合員たる資格を有する者」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(出資)

第二十八條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。
2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 組合員の責任は、第三十二條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第二十九條 組合員は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第三十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際

に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 組合員の加入については、協同組合法第十五條及び第十六條(加入)の規定を準用する。

(脱退)

第三十一條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條(法定脱退)及び第二十條から第二十二條まで(持分の払い戻し)の規定を準用する。

(準用)

第三十二條 組合員については、協同組合法第十二條(経費の賦課)、第十三條(使用料及び手数料)、第十七條(持分の譲渡)及び第二十三條(出資口数の減少)の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

(発起人)

第三十三條 商店街組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第三十四條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商店街組合にあつては第九條の、連合会にあつては第十三條の要件を備えていること。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

三 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

3 第一項の認可については、第十九條の規定を準用する。

(定款)

第三十五條 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

第三十六條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

(規約)

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(準用)

第三十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條(創立総会)、第二十八條(理事への事務引継ぎ)、第二十九條第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)及び第三十條から第三十二條まで(成立の時期等)の規定を準用する。この場合において、同法第三十一條中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第二項、第五十四條(役員等)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第四項まで(準備金及び繰越金)、第五十九條第一項及び第二項、第

六十條(剰余金の配当)並びに第六十一條(組合の持分取得の禁止)の規定を、定款の変更については、第三十四條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、同法第三十九條第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十一條第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と読み替へるものとする。

(準用)

3 組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條(解散及び清算)の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第一項第五号中「第六十六條第二項」とあるのは「商店街組合法第三十九條第一項から第三項まで」と、同法第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、同法第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「商店街組合法第三十四條第二項」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(通商産業大臣の命令)

第三十八條 通商産業大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な

機取引のために組合の財産を処分をしたときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第五十条 第十七条又は第二十六条の認可を受けないで調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第三項(第二十七条において準用する場合を含む)において準用する協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十一条(第二十四条第三項(第二十七条において準用する場合を含む)又は第二十七条において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十条において準用する協同組合法第五十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第四十条において準用する協同組合法第五十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十条において準用する協同組合法第五十五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十二条 第三十八条の規定による命令に違反した組合の理事は、

第九節 商工委員会会議録第五号

昭和三十六年十月二十四日【参議院】

三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して同条の刑を科する。

第五十四条 第五条第一項の政令に違反して登記することを怠つた組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第五十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十六条第二項(第二十七条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

三 第三十条の規定に違反したとき。

第五十六条 組合については、協同組合法第五十五条第四号から第十八号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第五十七条 第四十三條第二項の規定において準用する協同組合法第九十九条及び第九十四条の二の規定を準用する。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令が定める日から施行する。

(名称に関する経過措置)

二 この法律の施行の際現にその名称中に商店街組合又は商店街組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行後九十日以内にその名称を変更しなければならぬ。

三 第四条第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

(登録税法の一部改正)

四 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に、「商店街組合、商店街組合連合会」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「商店街組合法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

五 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「若ハ商工組合連合会」を、「商工組合連合会、商店街組合若ハ商店街組合連合会」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

六 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を、「環境衛生同業組合連合会、商店街組合又ハ商店街組合連合会」に、「又ハ環境衛生同業組合」を、「環境衛生同業組合又ハ商店街組合」に改める。

七 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「環境衛生同業組合連合会」の下に、「商店街組合、商店街組合連合会」を加える。

八 前項の規定による改正後の法人税法第九條第七項の規定は、この法律の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

(私的独占禁止法の一部改正)

九 私的独占禁止法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項ただし書中「及び第八号の二」を、「第八号の二及び第八号の三」に、「又は商工組合連合会」を、「商工組合連合会、商店街組合又は商店街組合連合会」に改め、同項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 商店街組合法

(昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

十 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中ニの次に次のように加える。

ホ 商店街組合法(昭和三十一年法律第三号)

(中小企業庁設置法の一部改正)

十一 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 商店街組合法(昭和三十六年法律第 号)の施行

に関する事

一五

一五

一五

第三条第八項中「中小企業等協同組合」を「中小企業等協同組合若しくは商店街組合」に改める。

12 (地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「環境衛生同業組合連合会」の下に「商店街組合、商店街組合連合会」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)」を「中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)及び商店街組合法(昭和三十六年法律第 号)」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「中小企業団体の組織に関する法律及び商店街組合法」に改め、同条第四項中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「中小企業団体の組織に関する法律及び商店街組合法」に改める。

13 (中小企業信用保険法の一部改正)

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八 商店街組合及び商店街組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が常時三十人以上

下の従業員を使用する者であるもの

第三条第一項中「環境衛生同業組合連合会」の下に「商店街組合、商店街組合連合会」を加える。

14 (中小企業金融公庫法の一部改正)

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 商店街組合及び商店街組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもの

15 (中小企業振興資金助成法の一部改正)

中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生同業組合」を「環境衛生同業組合、商店街組合及び商店街組合連合会」に改める。

第三条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 商店街組合又は商店街組合連合会の施設であつて、商店街組合法(昭和三十六年法律第 号)第十六条第一項第一号又は第二十五条第二号に掲げるものの設置に必要な資金

第四条中「若しくは環境衛生同業組合」を「環境衛生同業組合、商店街組合若しくは商店街組合連合会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

16 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

九 商店街組合

十 商店街組合連合会

第四条中「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号以下「協同組合法」という。以下「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下「協同組合法」という。の、商店街組合及び商店街組合連合会については商店街組合法(昭和三十六年法律第 号)」に改める。

十月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

一、石炭鉱山保安臨時措置法案